

【参考資料1】

三重県における夜間中学等の就学機会確保の在り方に関する今後の方向性について

令和3年3月24日
夜間中学等の就学機会確保の在り方に関する検討委員会

1 検討の背景

(1) 国の動向

- 多様な生徒に対し義務教育を受ける機会を実質的に保障するための公的教育機関として中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）があるが、近年、国による夜間中学設置促進の取組が進められている。
- 夜間中学は、元々、戦後の混乱期の中で生活困窮等の様々な理由から義務教育を受けられなかった者に対し、義務教育機会を確保する目的で、昭和20年代に設けられた制度であるが、現在では、義務教育未修了の学齢超過者のほか、不登校等による中学校の形式的卒業者、外国籍の生徒が増加している。
- 平成28年12月には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の均等確保等に関する法律」（教育機会確保法）が成立し、その中で、全都道府県、市町村は、「夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」とされている。
- また、同法に基づく基本方針（平成29年3月文部科学大臣決定）や、第3期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）等において、国として、全ての都道府県に少なくとも一つ夜間中学等を設置することを目指すという方向性が示されている。
- さらに、教育機会確保法の施行から3年を迎える令和元年6月に公表された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ」においては、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するという方向性が示されている。

(2) 全国の動向

（公立夜間中学に係る全国的な動向）

- 令和2年12月現在、10都府県において、28の市區立夜間中学が計34校設置されているが、近年、（1）のような国の動きも踏まえ、様々な自治体で、新たな夜間中学の設置や、設置に向けた検討の動きが進められている。

- 平成 31 年 4 月に千葉県松戸市と埼玉県川口市で、令和 2 年 4 月に茨城県常総市で、新たな公立夜間中学が設置されたほか、令和 3 年 4 月に、徳島県と高知県で県立の公立夜間中学が開校する予定である。徳島県と高知県の夜間中学（徳島県立しらさぎ中学校及び高知県高知県立高知国際中学校夜間学級）は、都道府県立の夜間中学としては、全国初となる。
- このほか、静岡県、長崎県、鳥取県、札幌市、相模原市、千葉市、福岡県大牟田市、香川県三豊市等で、夜間中学設置に向けた検討が行われている（令和 2 年 12 月文部科学省調べ等）。

（公立夜間中学以外の学習機会の状況）

- 公立夜間中学以外にも、自治体や民間団体により、様々な学習機会の提供の取組は行われており、文部科学省による都道府県を対象とした調査では、全国で、自主夜間中学が 23 件、識字講座等が 481 件把握されている（文部科学省「令和元年度 夜間中学等に関する実態調査」）。
- また、文化庁の調査によると、国内における日本語教育実施機関・施設等数は 2,542、日本語学習者数は 277,857 人となっており、いずれも年々増加傾向にある（文化庁「令和元年度 国内の日本語教育の概要」）。
- このほか、学齢期で小中学校等に通っていない子供が通う民間の教育施設（いわゆるフリースクール等）としては、文部科学省の調査では全国で 319 の施設・団体が把握されている（文部科学省「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」（平成 27 年 8 月））。

2 本県における学びの場の状況及び検討状況

（1）県内の学びの場の状況

- 三重県内における学びの場として、県教育委員会で把握しているものとしては、自治体が実施する識字教室・識字学級（県内 8 か所）、国際交流協会や N P O 法人等が実施する日本語教室（県内 34 か所）、また不登校傾向の子供を支援する場として、N P O 法人等民間団体が設置するフリースクール等（県内 13 団体）がある。

（2）これまでの検討状況

- （1）のとおり、県内に様々な学びの場は設けられているものの、現在、夜間中学は設置されていない。このため、県教育委員会では、1（1）（2）のような国や全国的な動向も踏まえ、夜間中学等の就学機会確保の在り方について検討を進めてきた。
- 平成 28 年度には文部科学省の「中学校夜間学級設置促進事業」を受託し、

県の関係課や一部市町を構成員とする検討会を設置、平成 29 年度に市町教育委員会に対し調査を行うが、その際には夜間中学の設置に関する具体的ニーズは把握されなかった。

- 令和元年度には、夜間中学に関する社会的関心の高まりや、夜間中学等を全ての都道府県に少なくとも 1 校設置することを目指すこととした国の方針等を踏まえ、県教育委員会では、改めて県内のニーズを把握するため、「夜間中学等のニーズ調査に関する検討会議」を設置のうえ、ニーズ調査を実施した。その結果、本人用調査では 65 件の回答があり、うち「通えるところに夜間中学があつたら通ってみたい」という回答が 52 件把握されている。
- 今年度、当該ニーズ調査の結果も踏まえ、本県における学び（直し）の機会をいかに確保するかについて方向性を決定するために、「夜間中学等の就学機会の確保の在り方に関する検討委員会」（以下「本検討委員会」という。）を設置し、検討を進めてきた。
- 検討の過程で、本検討委員会では、令和元年度に実施したニーズ調査について、回答数が少ないことや、回答者の学びの目的の違い等をより詳細に把握する必要があることから、改めて、前回調査で直接的にアプローチできていない方々にも積極的に協力を依頼しながら、通つてみたい学びの場の選択肢を示したうえで、調査を実施することを提言した。
- これを踏まえ、県教育委員会として再度調査（「学びの場に関するアンケート」）を実施し、その結果、387 件の回答を得、うち「学び（直し）たい」という回答は 228 件となった。228 件のうち「通えるところに夜間中学や日本語を学習する学び（直し）の場があつたら通いたい」という回答が 213 件、このうち、通つてみたい学び（直し）の場については、夜間中学が 75 件、一部の分野・教科等の学習の場が 61 件、日本語だけを学ぶ場が 75 件、その他 2 件となり、当該調査上は、主に 3 つの学びの場へのニーズが拮抗している状況であった。
- ただし、上記には、日本の高等学校以上を卒業している方の回答も一定数含まれており、これらの方は夜間中学等の就学機会確保の対象として該当しない可能性が高い。このため、これらの回答を除くと、回答数は 181 件である。このうち「学び（直し）たい」という回答は 163 件、163 件のうち「通えるところに夜間中学や日本語を学習する学び（直し）の場があつたら通いたい」という回答が 160 件であり、通つてみたい学び（直し）の場については、夜間中学が 53 件、一部の分野・教科等の学習の場が 32 件、日本語だけを学ぶ場が 73 件、その他 2 件となっている。
- 今年度実施した当該調査結果も踏まえ、本検討委員会としては、本県にお

ける就学機会確保に係る今後の取組について、以下の通り提言する。

3 本県における就学機会確保に係る今後の取組の方向性

(夜間中学の重要性と設置に当たっての課題)

- 夜間中学等の就学機会確保の取組の対象として想定される学びのニーズには、主に、義務教育の内容を学びたいというものと日本語を学びたいというものがあるが、夜間中学は、前者のニーズの中でも特に「中学校教育を修了したい」「高校等に進学したい」という希望を持っている形式的卒業者や義務教育未修了者にとって、就学機会を確保する重要な役割を果たしており、本県においても、調査によりそのようなニーズが一定程度認められる。このため、今後、夜間中学について、設置の可能性を検討していくことが望ましい。
- 一方で、他の自治体の夜間中学の状況をみると、働きながら学ぶ負担や家事・育児との両立の難しさ等から途中で夜間中学をやめてしまう生徒もあること、ニーズ調査等で夜間中学への入学希望を表明していた生徒と実際に入学を志願してきた生徒が大きく異なり、入学申込数の予測が立てにくいくこと等、設置運営に係る課題も少なくない。
- 令和3年度に開校予定の高知県立及び徳島県立の夜間中学についても、それぞれ募集人数が40名、約60名であるのに対し、令和3年2月末時点での入学申込みのあった生徒数は、それぞれ11名、21名となっている。
- 本県において昨年度及び今年度に実施したニーズ調査においても、ニーズの掘り起しが十分でない可能性があること、夜間中学がどういったものかを正確に回答者に伝えられているか判然としない回答も一定数あること等、学習者ニーズの把握については課題がみられる。
- 学習者のニーズとのミスマッチが大きい形での夜間中学設置は、財政的・人的コストの問題のみならず、何より、入学してくる生徒にとって不利益が大きい。設置する場合には、生徒が卒業まで意欲を持って生き生きと学び続けられる魅力的な学校になるよう、慎重かつ十分な検討が必要である。

(課題を踏まえた今後の取組)

- この点、夜間中学設置を検討する一部自治体では、まず体験教室や、社会教育の一環としての学習支援の実施などにより、県民の理解促進を図り、具体的ニーズを把握していくための取組を実施している（高知県、岡山県等）。
- 本県においても、本県にふさわしい新たな学びの場を具体化するために、例えば、一定期間、義務教育段階の内容を学習する学び(直し)の教室を実

施し、希望者に実際に教室を体験しながら就学機会確保の取組への理解を深めていただき、県民のニーズの掘り起こしを図るとともに、教育内容や授業の方法等に係る具体的なニーズや課題を丁寧に把握するなど、実施方法を実証的に検証していくことが適当である。具体的には、令和3～4年度に県内複数箇所で義務教育段階の内容を学ぶ教室を実施し（夜間中学に通うイメージが持てるよう、また学びの機会を求める方に幅広く参加していただけるよう、例えば、2～3か月の間、1日2～3時間・週2日程度、義務教育段階の一部教科を学ぶ形態）、実証的な検証を進める中で、夜間中学について一定の具体的な入学希望が見込まれ、設置が適当であると判断される場合には、開校に向けて、設置主体や設置場所、施設設備、教育課程等、学校設置に必要な検討・準備を進めるべきである。

- 上記のような教室実施に当たっては、将来的な夜間中学設置の可能性について検討する実証研究であることを踏まえ、夜間中学設置に必要な検討・準備も並行して進めることが望ましい。また、実証研究の段階であっても、教室それ自体として充実した学びの機会を提供できるよう、可能な限り質の高い教育環境を整えるとともに、その情報を対象者に確実に届けられるよう、市町や関係機関等と連携し、様々な広報ツールや人的ネットワークを駆使しながら、工夫した広報活動を十分に行うべきである。
- 特に、学びを求める高齢者に就学機会を提供するためには、迅速な対応とともに丁寧な情報提供が求められることに留意が必要である。

(外国人を対象とした日本語教育の取組)

- 義務教育内容の学びに関するニーズのほか、本県は外国人住民が全国的にも多く、外国人の日本語学習へのニーズが相当数認められる。特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で失業し再就職が難しい状況にある外国人が、日本語学習の必要性を感じ、日本語教室に通い始める例も出始めている。現在県内各地で民間団体を中心とした日本語教育の取組が行われているが、行政としても、さらに質の高い日本語教育の推進に向け、より積極的に取り組むことが求められる。
- この点、他の自治体における夜間中学では生徒の約8割が外国人となる中、生徒の中には単に日本語教育のみを期待して夜間中学に入学し、義務教育機会の確保という夜間中学の趣旨から離れてしまうという課題も指摘されている。日本語教育に特化した支援をしっかりと実施していくことは、学習者ニーズと教育内容のミスマッチを防ぐためにも非常に重要である。
- 同時に、例えば、高校以上への進学を希望する外国籍の生徒の進路保障のためには、日本語学習と教科学習をつなげていく必要もあることから、生

徒の状況に応じて最も適切な学習支援が行えるよう、両者の学びの場を併設することも含め、行政の各部局や民間団体、企業等がより一層の連携を図っていくことが望ましい。

- なお、上記のように、日本語学習と教科学習を並行して行う必要性は、高校進学を果たした外国人生徒にも当てはまる。高校進学後も、日本語能力の不足から高校の授業を十分に理解することができず、そのことが一因となって高校中退に繋がる場合もある。高校においても、生徒の日本語学習支援を強化するとともに、日本語能力の不足で高校進学を断念せざるを得ない生徒が生じないよう、小中学校段階での日本語指導の一層の充実を図る必要がある。

(その他)

- 実証的な検証を経て、夜間中学設置に向けて具体的準備を進めていくこととなった場合には、上記のような外国人向けの日本語教育との連携のほか、以下のような点についても十分な留意・検討が求められるとの意見があつた。
 - 生徒の通学負担を軽減するためのオンライン教育の活用
 - オンライン教育を活用する場合、正規の授業と認められるための体制整備（※）のほか、学校生活を取り戻したいというニーズや義務教育における対面での学びの重要性への配慮、またICT環境整備のための経済的・技術的支援
 - 不登校児童生徒の学びの場としての役割
 - 設置後に新たに県外から流入してくる可能性や途中から編入する可能性を踏まえた、幅広い情報提供や柔軟な受け入れ態勢
 - 各自のペースで必要な期間学べるよう、3年間を超えた在籍や適切な学年への編入への配慮
 - 安心して学べる施設や、教材・教具等の教育環境の整備
 - 教職員の勤務時間や服務等の在り方
- このような検討を経て、多様な学習ニーズに対し、夜間中学を含めた多様な学びの場が連携・協力しながら教育機会を提供していく、三重県らしい学びのネットワークの実現を図っていくことが望まれる。

（※）中学校の場合、授業は教員免許を有する教員による対面での実施が原則であるが、学校教育法施行規則第77条の2等に基づき、中学校等において、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして一定の基準を満たしていると文部科学大臣が認める

場合、受信側の教員が当該免許状を有していない状況でも遠隔にて授業を行うことを可能とする特例（遠隔教育特例校制度）が設けられている。

夜間中学等の就学機会確保の在り方に関する検討委員会 名簿
(令和3年3月現在)

(五十音順、敬称略)

座 長	宇藤 美帆	公益財団法人三重県国際交流財団 国際教育課長
	岡田 敏之	同志社大学 教職課程指導相談室アドバイザー
	坂本 久海子	NPO 法人愛伝舎 理事長
	下井 徹哉	伊賀市立友生小学校 教諭
	中川 真理子	若者就業サポートステーション・みえ 統括コーディネーター
	西田 寿美	特定非営利活動法人ライフ・ステージ・サポートみえ 理事長、 みえ不登校支援ネットワーク会長、 社会福祉法人おおすぎ れんげの里診療所 医師
座長代理	村田 佳之	松阪市教育委員会事務局 次長
	吉仲 繁樹	三重県商工会議所連合会 専務理事
	和田 京子	NPO 法人伊賀の伝丸 代表理事

以上9名

夜間中学等の就学機会確保の在り方に関する検討委員会

審議経過

第1回 令和2年7月22日

- ・ 検討委員会設置の経緯及び目的
- ・ 令和元年度ニーズ調査結果等を踏まえた就学機会確保のための方策について

令和2年9月29日～11月30日

学びの場に関するアンケート(追加的調査)実施

第2回 令和2年10月28日

- ・ 三重県における日本語教育の取組について
- ・ 学びの場に関するアンケート中間報告

第3回 令和2年12月(書面による意見聴取)

- ・ 学びの場に関するアンケート最終報告
- ・ 就学機会確保のための取組の方向性について

第4回 令和3年2月24日

- ・ 報告書案の取りまとめについて